

案件名：ミーティングテーブル外購入

公示日：令和7年12月23日

質問1

ミーティングテーブル、ミーティングチェアについて、組み立ては不要でしょうか。

回答

組み立てが簡易な製品であれば、当所職員にて対応いたします。

当所職員では組み立てが難しいような製品であれば、組み立て済みのものをお願いします。

以上